

2026年3月9日

## 本校の対応について

本件に関し、司法手続におきまして、本校の使用者責任は認められないとの判断が示されておりますが、元講師（以下「当該講師」といいます。）による不法行為が裁判所において認定された事実を、教育機関としての道義的責任を極めて重く受け止めております。

被害を受けられた原告女性へお詫びをさせていただきたく、先方代理人弁護士さまとの面談を打診してはりましたが、私たちの努力不足もあり、現時点においても実現には至っておりません。その後、本校の対応をお伝えする予定でしたが、近時、事実と異なる情報が拡散し、関係者の皆様にご懸念を生じさせている状況となっております。それらの現状を勘案し、確認し得た事実関係を、必要な範囲で下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 当該講師に対する損害賠償請求について

当該講師が本校と締結していた講師契約の第6条に抵触のため、2020年1月31日付けで講師契約を解除処分としましたが、今裁判を通してさらに重大な違反が発覚しております。

本校が被った損害について、事実を慎重に精査し、当該講師に対し、損害賠償請求手続を進める予定です。

### 2. 小学館に関する情報について

小学館に関する問題につきまして、本校とは一切関係ございません。

### 3. 被害を受けた原告女性に関する事実の認識時期

本校が原告女性の被害に関する事実を把握したのは、本件訴訟提起後であり、それ以前に当該事実を認識していたとの事実はありません。しかしながら、本校として道義的責任を痛感しており、原告女性の心情を深く慮り、真摯に向き合っておりまいます。

先日、本校では卒業式を無事に執り行うことができました。生徒一人ひとりが大きく成長した姿を見届けることができ、教職員、講師一同、深い感慨と誇りを抱いております。また、多くの企業様より温かいお祝いのメッセージを頂戴し、生徒たちの未来を応援してくださるお気持ちに、心より感謝申し上げます。関係者の皆様におかれましては、引き続き、生徒たちの歩みを温かく見守り、応援していただければ幸いです。

また、原告女性に対しては、今後も誠実に向き合い、本校として丁寧に責務を果たしてまいります。

北海道芸術高等学校

校長 桧物 聖